

## 「なんでも情報局アンテナ」への掲載条件

### 掲載できる団体（掲載優先順）

- ① 市内の公共的施設を活動場所とし、常時活動している市民サークルや団体
- ② 市から後援・共催を受けている団体
- ③ 市内のその他団体（学校、社会福祉施設、保育園、幼稚園、商工会議所、NPO 法人等）
- ④ 官公署
- ⑤ 市外のその他団体

市民サークル・団体とは

2人以上で構成され、構成員の半数以上が市民で、年齢や性別等を除き、加入に特別な条件の必要がないもの

### 掲載できる内容

- ① 市内の公共的施設で行われる催し（講座・講演会・イベントなど）や活動の会員募集（会員募集を目的とした体験会は会員募集に含む）で公募するもの※オンラインを除く
- ② 官公署のお知らせや募集
- ③ オンライン講座の場合は、市内団体または市の後援・共催を受けているイベント
- ④ 以下のいずれにも該当しないもの
  - ☐ 政党・政治的・宗教的活動に関連したり連想させたりするもの
  - ☐ 営利活動・個人活動のもの
    - ※間接的なもの・将来営利につながる可能性のあるもの、塾や私が教えます式のものを含む
  - ☐ 費用や入会金・月額等が高額なものや内訳が不明瞭なもの
  - ☐ 講師・指導者が、団体の責任者や原稿の問い合わせ先・申し込み先になっているもの
  - ☐ 問い合わせ先（原則電話番号）が市外のもの
  - ☐ 参加・加入に特別な条件（会員限定など）のあるもの ※年齢・性別は除く
  - ☐ 期日までに連絡先の確認ができなかったもの
  - ☐ 同一年度内に掲載したことのある催しもの
  - ☐ 異なる団体だが、問い合わせが同一人物である記事の同一号掲載
  - ☐ 過去の掲載で苦情やトラブルのあった団体のもの
  - ☐ その他、行政広報として掲載にふさわしくないと判断されるもの

公共的施設とは

- ① 国や都や自治体所有の施設 ② 地域の集会所 ③ 広く一般に貸し出しを行っている場所

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第1章第二条に該当するもの、貸し出し場所の管理者が主催または申し込み者の場合を除く）

※市外公共的施設は温水プールや使用料助成対象ホール等、市内に同じような施設がないもののみ可

## 原稿の作成について

- ① 専用の申し込み用紙を使い、正確に枠内に収めて提出してください。  
※掲載後に生じた問題に関しては、市は一切の責任を負いません。
- ② 催しと会員募集を同じ号へは掲載できません。
- ③ 同一団体の催しの掲載は2か月以上(年間6回まで)の間隔をあけてください。
- ④ 会員募集の掲載号は市が決定します。3～8月に申し込み…10～3月号に1回掲載、9月～2月に申し込み…4～9月号に1回掲載。  
※掲載号の指定はできません。
- ⑤ 問い合わせ（申し込み先）は、①電話のみ②電話と電子メール③電話と https で始まる SSL 対応済みの団体URL のいずれかを掲載できます。URLは2次元コードで掲載します。URLを掲載希望する場合は2次元コードを原稿と一緒に提出してください。

## 原稿の提出方法

◎持ち込み…企画部秘書広報課広報係（市役所4階） ☎0428-22-1111

※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時

◎ファックス…0428-21-2879

※送信後に秘書広報課へファックスが届いているかご確認ください。

◎専用フォーム…<https://logoform.jp/f/q09mt>

または右記2次元コードから



## 原稿提出後

- ① 掲載に際して、広報係から電話番号と掲載内容の確認連絡を行います。着信や留守番電話が残っていましたが、秘書広報課広報係まで折り返しご連絡をお願いします。
- ② ページの構成等により、文意を損ねない程度に加筆・除筆等を行います。
- ③ 市から会員名簿や活動状況を確認できる書類（予算や決算、計画書など）の提出を求められることがあります。
- ④ 広報紙面は青梅市ホームページにも掲載しています。

## 催し原稿の提出期限（期限後は原稿を掲載することができません）

◆青梅市ホームページ（右記2次元コード）からご確認ください、  
直近の広報おうめ「なんでも情報局アンテナ」のページでご確認ください。



※1月1日号はなんでも情報局アンテナ欄は休載です。1月15日号は締切日が早まります。